「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」の一部改正概要案に係る県民意見募集（パブリックコメント）提出された意見の要旨及び各意見に対する県の考え方について

【募集期間】令和８年９月18日（金）から令和８年10月17日（土）まで

【募集結果】１０名２４件

番号	該当項目	意見の要旨	県の考え方
１	全般	人権侵害があった場合条例で高額な罰金を科すことで、条例の実効性を強化できないか。	県では、差別を行った者には、説示や勧告などの行政指導を行い、部落差別について正しく理解を深めていただく必要があると考えています。そのため、罰則規定を設けることは考えていません。
２	全般	部落差別のみを殊更に取り上げる条例の改正ではなく、「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」や「和歌山県人権施策基本方針」に基づいた取り組みを県民全体のものとすることが重要だと思う。すべての人の人権が尊重され、住んでいて良かったといえる和歌山県にしてほしい。	県では、和歌山県人権尊重の社会づくり条例、和歌山県人権施策基本方針等に基づき、部落差別、外国人の人権、障害のある人の人権、高齢者の人権など、様々な人権課題の解決に取り組んできたところです。今後も引き続き、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて取組を進めていきます。 部落差別については、長年にわたり、その解消に向けて様々な施策を実施してきましたが、依然として、行政機関への同和地区に関する問合せ、同和地区やその関係者を対象とする差別発言、インターネット上での悪質な差別投稿等の許し難い差別が発生しています。そのため、今後も、和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、教育・啓発の推進、相談体制の充実、差別の実態把握、差別をした行為者への対応等の取組を進めていく必要があると考えています。
３	全般	差別を行うことは絶対にあってはならない、次の世代に部落差別を引き継がないよう、子供のうちから差別意識を無くすことが必要ではないか。正しい知識を子供、全住民、全国民が持つよう、広報活動を行うことが大事だと思う。 インターネット上の悪質な動画を削除することも必要と思うが、県民に部落差別について考える機会を提供することも必要と感じる。	部落差別のない社会の実現を図るため、全ての人に部落差別の解消についての理解と認識を深めていただく必要があると考えており、そのためには教育及び啓発の推進は重要な取組の一つであると認識し、本条例第１１条に規定しているところです。 御意見の趣旨について関係課と共有し、今後の取組の参考とさせていただきます。
４	全般	部落差別の解消に関する条例は廃止を選択肢に入れた上で議論すべきなのではないでしょうか。	２を参照願います。
５	全般	削除要請を行った件数は顕著に減少し、同和地区の問い合わせ等も調査の実施ごとに改善するなど、条例を改正する立法事実が認められない。	２を参照願います。 また、改正案の骨子において改正する理由を記載しています。

番号	該当項目	意見の要旨	県の考え方
６	全般	働く人々、女性や障害者等に対する人権侵害は、同和問題に関する人権侵害よりはるかに多いが、人権施策の重要な課題として取り組まないのに疑問を感じる。	県では、和歌山県人権施策基本方針に基づき、働く人の人権や、女性の人権、障害のある人の人権など様々な人権課題に取り組んでいます。
７	全般	同和問題や関連動画等を過度に問題視して個別施策・条例化を進める方針には以下の理由で反対します。 ・特定の差別のみに取り組むことで、かえって新たな差別や偏見を生むおそれがある。 ・特定の対象や団体に依存した行政施策は利権構造を生みやすく、市民の信頼を損なう。 ・人権尊重社会の実現には、学校教育における道徳及び人権全般を推進する施策の中で取り扱うことが重要	２、３及び６を参照願います。
８	委員会設置	部落差別に特化した委員会を作ると、部落差別を特別扱いすることになり、部落の固定化につながり、部落差別解消の方向と相反する。	部落差別も様々な人権課題のうちの一つであることに違いはありませんが、部落差別の特徴として、特定の地域を対象とした差別行為が、特にインターネット上で行われており、これまで県がプラットフォーム事業者などに対し削除要請を行っても削除されないものが多いという状況があるため、専門的に審議する第三者機関を設置することで、部落差別の解消を推進させたいと考えています。
９	委員会設置	新たに設置する委員会の権限や構成、人選の基準が不明である。また、勧告の際に意見を聞く和歌山県人権施策推進審議会と権限が重複しており関係性が不明である。	新たに設置する部落差別解消推進委員会は地方自治法第138条の４第3項に定める附属機関であり、その権限は同法第202条の３第1項の範囲内と考えています。また、委員は5名程度で部落差別の解消の推進に関し学識経験を有する者とします。 なお、身元調査や土地調査に係る差別行為を行った事業者への勧告に関する事項は、新たに設置する部落差別解消推進委員会において審議することとし、他の審議会と機能が重複しないよう整理します。
１０	委員会設置	同和地区は瓦解したといわれる状況となっている。このような状況で部落差別を強調すれば、かえって部落差別が残るので、特別なことは必要なく、部落差別解消推進委員会を設置する必要はない。	２及び８を参照願います。
１１	委員会設置	同和対策の特別事業を再び実施するための委員会ではないのか。 特別対策を前提とした委員会を設置すれば、かえって新たな差別を作り出す。	平成１４年３月３１日で「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」が失効したことに伴い、特別対策は終了しています。現在、同和問題の解決に向けた取組は、一般施策で実施しています。
１２	委員会設置	客観的かつ専門的な視点から被害を認定し、迅速に対応できるよう、独立した専門機関としての「人権委員会」の設置を条例に加筆されたい。	新たに設置する委員会において、差別事件が発生した際に、必要に応じ、行為者への対応や差別の被害に遭われた方の支援等について委員会の意見を聴くことができる体制とすることを考えています。

番号	該当項目	意見の要旨	県の考え方
13	委員会設置	条例改正に至る背景として、「行政機関への同和地区の問い合わせ」、「インターネット上の差別投稿」の２点が例示されている。「行政機関への問い合わせ」は、相手が確定しているため、正しく啓発することが可能であり、現行の法律や条例に基づいて担当課が対応することができると考える。 また、「インターネット上の差別投稿」は、部落差別だけでなく、AIによる誤情報の拡散などの人権問題も発生しており、部落差別に特化することは、他の人権課題や差別を後回しにすることになる。	２及び８を参照願います。
14	インターネット上の差別投稿への削除要請	法務省の人権擁護機関ではモニタリングは実施しておらず、地方自治体がモニタリングを行うことの是非は決着がついていないため、地方自治体においても国と同様に抑制的になるべきである。	県では、情報化の進展に伴って部落差別の状況に変化が生じていることから、インターネット上における部落差別の実態を把握するため、モニタリングを実施しています。
15	インターネット上の差別投稿への削除要請	プラットフォーム事業者への削除要請については、現行条例第3条及び第7条に基づき実施可能であると思われるが、どのような規定をどのような理由で設けようとしているか不明である。	県ではこれまでも覚知した差別投稿について、プラットフォーム事業者に対し削除要請を行ってきたところですが、そのすべてが削除されておらず、特に直近の3か年では削除される割合が低下しています。そのため、県がプラットフォーム事業者に削除要請できることを条例に明記することで、県から削除要請を受けたプラットフォーム事業者がその要請に応じる動機付けが一定程度高まるという効果があると考えています。
16	インターネット上の差別投稿への削除要請	インターネット上の投稿に関して、和歌山県との関係が不明であるため、条例規律に地域性が必要である。	本条例で対象とする部落差別が和歌山県と関係するものであることを明文化します。
17	インターネット上の差別投稿への削除要請	インターネット上の悪質な部落差別書き込みに対し、「情プラ法」では個人が削除申出すると規定されているが、行政の責務として事業者に削除要請をおこない、削除されたか否か、削除されなかった原因などを分析する体制整備を条例に明記されたい。	県では、これまでも、プラットフォーム事業者に対して差別投稿の削除要請を行ってきましたが、県からプラットフォーム事業者に削除要請をすることを明文化します。また、これまでも行ってきましたが、引き続き、削除が行われたか否かの確認を実施するとともに、削除されないケースについては、その原因の分析等に関し、必要に応じて委員会の意見を聴くことができる体制とすることを考えています。
18	インターネット上の差別投稿への削除要請	プラットフォーム事業者に関する規定の追加については、新たに設ける規定が「要請」から「強制」に向かわざるをえないのではないかと危惧する。	インターネット上の部落差別投稿に対し、県がプラットフォーム事業者に対し削除要請を行うことを規定する予定です。なお、削除要請は行政指導であり、強制力の伴わないものと認識しています。

番号	該当項目	意見の要旨	県の考え方
19	その他	本条例では、特定電気通信役務提供者が部落差別が行われていることを確認したときに、送信防止措置を行うとあるが、地方自治体からの削除要請に対しても、すみやかに送信防止措置を行うようにすべきではないか。	情報流通プラットフォーム対処法において、送信防止措置を講ずるか否かの判断は特定電気通信役務提供者が行うものとされており、地方公共団体が行う削除要請に関しても、特定電気通信役務提供者が同法に基づく対応を行うよう国に対し要望を行っているところです。 また、県としては、条例を根拠に特定電気通信役務提供者に対し削除要請を行うことで、特定電気通信役務提供者の判断の一助になるのではないかと考えています。
20	その他	本条例で規定する事業者の公表について、身元調査や不動産に係る調査に限定せず、すべての部落差別を対象とするべきではないか。 また、県内事業者だけでなく県外事業者も対象とすべきではないか。	公表の対象としている「結婚及び就職に際しての身元調査」は個人の人生を左右する大きな問題であり、「不動産の取引に関連した調査」は個人の財産・資産価値に悪影響を及ぼすもので社会的影響の大きな行為です。これら悪質な行為を事業者の経済活動の一環として行うことは事業者の社会的責任に鑑みても、特に許される行為ではありません。 従って、県民に注意を喚起するとともに、勧告の実効性を担保するため、事業者の公表制度を導入しています。 公表の対象には県外事業者も含めることとします。
21	その他	前回改正より強力な施策を要する根拠について具体的な指摘がなく、今回改正の具体的内容についても言及していない。	改正案の骨子において改正する理由と改正する内容を記載して、県民からの意見を広く募集しました。
22	その他	公表の対象となる事業者に関する定義がないため、公表対象が際限なく広がるおそれがある。 また、「結婚に際しての身元調査」に関して、学歴や勤務先などを調べることも含まれるのか。	一部の業種のみを対象とするのでなく、すべての業種において、該当する調査行為を行う事業者（個人及び法人）が対象となります。 また、結婚及び就職に際しての身元調査とは、特定の個人の結婚や就職に際して、特定の個人や親族の居住地や本籍地が同和地区に所在するか否かを調査する行為をいいます。
23	その他	「差別がある」と啓発すれば、「差別がある」ところに近寄りたくはないと意識するため、「差別がある」と啓発することを廃止できないか。	依然として、行政機関への同和地区の問い合わせやインターネット上での差別投稿等の許し難い差別が発生しています。部落差別の解消のためには、全ての人が部落差別についての理解を深め、正しく認識する必要があることから様々な手法で啓発を実施しているところです。
24	その他	差別を受けた人が一人で抱え込まず、安心して手厚い相談や支援を受けられる体制をしっかり整備し、条例に明文化してもらいたい。	県では、本条例第12条に基づき、差別を受けた方が安心して相談でき、必要な支援を提供できるよう、相談担当職員の資質の向上に取り組んでいるところです。また、新たに設置する委員会において、必要に応じ、差別の被害に遭われた方の支援について意見を聴くことができる体制とすることを考えています。